

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 文化スポーツ部の分掌に属する事項を所管する常任委員会を定めるとともに、総務委員会の所管を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）